

きたかみレンタサイクル利用規約

一般社団法人北上観光コンベンション協会（以下、「本協会」という。）がレンタサイクルを利用していただく際に遵守していただく事項について規定しています。

1. 利用申込み

利用申込は下記いずれかの方法で行うことができます。

- (1) 当協会窓口で申込
- (2) 電話予約

貸出手続きの際、利用申込書に必要事項を記入のうえ、身分を証明できるもの（運転免許証、健康保険証、学生証、パスポート等）と一緒に提示してください。なお、利用は高校生以上に限定させていただきます。また、申込書に虚偽の記載をされた場合には、利用をお断りすることがあります。

2. 個人情報の利用

本サービスの利用に関して本協会が知り得た個人情報については、適切な保護に努めることとし、レンタサイクル運営上必要な用途以外に使用しません。但し、次の場合には個人情報を提供することがあります。

・裁判所、検察庁、警察、弁護士会またはこれらに準じた権限を有する機関から法令等に則って開示を求められた場合

3. 利用料金

基本利用料金は、次のとおりです。受付時、現金で支払い下さい。

利用 料金	車種	4 時間以内	1 日(4 時間を超える)
	シティサイクル	300 円	500 円
	スポーツサイクル	500 円	1,000 円
	E-BIKE	1,500 円	3,000 円

連絡なしに返却時間を超過した場合、以下のとおり遅延料金をいただきます。また、当方で悪質と判断した場合には、警察署に被害届を提出する等の措置をとる場合があります。

（遅延料金）4 時間プランの超過→車種ごとの1 日プランとの差額分

1 日プランの超過→車種関係なく一律500 円

4. 貸出時間

貸出時間は、貸出日当日の9：00～17：00です。

5. 利用条件

貸出・返却とも営業時間内に行ってください。

貸出・返却は、原則として日を連続して貸出することができません。また、お一人様に同時に複数の自転車を貸出することもできません。

6. 返却

貸出を受けた場所へ返却してください。乗り捨ては出来ません。

7. 自転車の故障

利用中に自転車が故障した場合は、そのまま貸出場所まで持ち込んでください。難しい場合は事務所へ連絡ください。なお、故障時の送迎について本協会でも対応いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

利用者に起因する自転車の故障については、利用者の費用負担で修理していただくこととなります。なお、本協会の事前の了解なく利用者自身が自転車を修理された場合の修理代金は負担できません。

自転車の故障によって利用者その他第三者に損害が発生した場合は、公益財団法人日本交通管理技術協会の TS マーク付帯保険の範囲内での補償となります。

8. 自転車の盗難・紛失

利用期間中に自転車の盗難・紛失等に遭遇した場合は、速やかに事務所まで連絡してください。さらに利用者による重大な過失が認められた場合は、違約金をいただく場合があります。

9. 事故

利用期間中に遭遇された事故によって利用者その他第三者に損害が発生した場合は、公益財団法人日本交通管理技術協会の TS マーク付帯保険の範囲内での補償となります。

利用者が利用期間中に事故にあった場合は、速やかに警察署に届ける等の法令で定められた処置をとるとともに事務所に事故発生の日時・場所・原因・事故の状況等を報告してください。

事故についての示談等が必要な場合には、自らの責任において行ってください。

前項にかかわらず、本協会が第三者にやむなく損賠賠償を支払った場合を含め、本協会が被害を被った場合には、利用者にその損賠賠償を請求することがあります。

また、手荷物の盗難等の損害については、本協会は一切の責任を負いません。

10. 鍵の紛失・破損

自転車の鍵を紛失・破損された場合は、交換料として 1,000 円をいただきます。

無施錠での駐輪等の利用者の過失による自転車の盗難・紛失等による自転車の盗難・紛失等に遭遇した場合には、8 項に定める違約金をいただく場合があります。

11. 禁止事項

利用者は次の行為をしないでください。

- (1) 飲酒・無謀運転、その他交通法規に違反する行為
- (2) 危険個所・その他不適切な場所での利用
- (3) 自転車放置禁止区域及び歩行者や自転車の通行障害となるような場所での駐輪

- (4) 自転車の改造
- (5) 運転中に当該自転車の異常（パンク等）を認めた場合、運転を継続する行為
- (6) 利用申込者以外の者に使用させること

12. 規約等の変更

当規約・休業日・営業時間・サービス内容等は予告なく変更されることがありますのでご了承ください。

13. 利用取消

利用者が利用規約に違反した場合は、貸出時間中であっても、利用を取消し、自転車を速やかに返還していただきます。

また、利用規約の違反により本協会もしくは第三者に被害を被った場合には、利用者による損害賠償を請求することがあります。

附則

この規約は、平成30年9月3日から施行する。

この規約は、令和2年4月6日から施行する。

この規約は、令和2年6月2日から施行する。

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

この規約は、令和4年11月18日から施行する。